

福祉施設整備担当
障害者福祉課

南麻布三丁目障害者グループホーム等整備計画（素案）に寄せられた区民意見について

1 区民説明会での参加者意見

(1) 開催日時及び開催場所

- ア 令和6年9月10日（火）午後7時～8時 ありすいきいきプラザ
- イ 令和6年9月13日（金）午後2時～3時 障害保健福祉センター
- ウ 令和6年9月15日（日）午後2時～3時 ありすいきいきプラザ

(2) 参加者数・件数

参加者数	62人
件数	69件

(3) 意見の聴取方法 会議形式で説明会を実施し、意見を聴取

2 区民意見募集（パブリックコメント）

(1) 募集期間 令和6年9月10日～10月10日

(2) 人数・件数

人数		18人
内訳	インターネット	7人
	持参	8人
	FAX	2人
	郵送	1人
件数		49件

※件数は、複数の内容を含んだ区民意見を分割した後の件数です。

(3) 意見の聴取方法 インターネット又は意見書に記入し持参、FAX、郵送で提出

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年12月中旬～7年5月 基本設計・実施設計・施工事業者選考プロポーザル
- 令和7年 6月～9年4月 基本設計・実施設計
- 令和8年11月 令和8年第4回港区議会定例会（工事議案）
- 令和9年 1月～11年6月 解体・新築工事
- 令和11年6月 しゅん工
- 令和11年9月 開設

南麻布三丁目障害者グループホーム等整備計画（素案）に寄せられた区民意見に対する区の考え方

意見への対応状況

区分	対 応	件 数
1	意見を踏まえ、計画素案を修正したもの	12
2	意見の趣旨が、既に計画素案に記載してあるもの	26
3	意見を踏まえ、設計及び管理運営の中で検討するもの	66
4	意見の内容が対応できないもの	9
5	計画素案に関するもの以外で、区政に対する意見として受けたもの	5
計		118件

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
1	第1部第1章 整備の必要性	整備の必要性や目的を突き詰めてしっかり説明してほしい。	<p>現在、区内の障害者グループホームでは、重度の障害者の受入れが少なく、特に日常生活の支援に特別な配慮を要する強度行動障害のある人の受入れ先が少ない状況です。また、障害者の家族が就労するための障害者の受入れが可能な日中の居場所の確保も課題です。こうした状況を踏まえ、区は、障害者と家族が安心して地域で暮らし続けられるよう、障害特性に合わせた住まいの整備、居場所の確保に取り組んでいます。</p> <p>グループホームは、地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場であり、基準上、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に整備する必要があります。</p>	2	5～8

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
			<p>計画地は、良好な住環境が確保された第一種中高層住居専用地域であり、閑静な住宅地としてグループホームの設置に適した地域です。</p> <p>また、周辺には区立障害者支援ホーム南麻布や区立児童発達支援センターが位置し、日中活動における交流や連絡会での情報共有、災害時には他の福祉避難所と連携した避難行動要支援者の受入れなど、障害者施設の相互連携が可能なため、本計画地に整備を計画しました。</p> <p>なお、本施設の整備の必要性については、5～8ページに記載しています。</p>		
2	第1部第1章 整備の必要性	施設をそもそも作らないでほしい。建設するか否か、周りが許可するかどうかの話が先で、断固建設反対である。住宅街から離れた、他の場所に建設してほしい。	<p>本施設の整備は、区の最上位計画である港区基本計画（【令和3年度～令和8年度】令和5年度改定版）に基づき、障害者と家族が安心して地域で暮らし続けられるよう、現在も入居を待っている方々のために取り組んでいるものです。</p> <p>また、本施設の整備の必要性については、5～8ページに記載しています。</p>	4	5～8
3	第1部第1章 整備の必要性	はじめから建設に反対している。そもそも建設の是非についての説明会をしてほしい。もしされていたら、もう一度実施してほしい。もしくはヒアリングした近隣の家に戻り回してほしい。意見を聞くだけ聞	<p>本施設の整備は、区の最上位計画である港区基本計画（【令和3年度～令和8年度】令和5年度改定版）に基づき、障害者と家族が安心して地域で暮らし続けられるよう、現在も入居を待っている方々のために取り組んでいるものです。</p> <p>これまでも、整備の方向性が決まった令和5年か</p>	4	5～8

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		きっぱなしになっていて「とりあえず聞いたからいいよね？」という状態になっている。	ら、近隣の皆様を訪問し、「南麻布三丁目用地便り」等を用いて説明しています。今後も、地域の皆様を訪問し、丁寧に説明していきます。また、ワークショップ等の開催を計画し、障害者福祉の理解促進に努めていきます。		
4	第1部第1章 整備の必要性	施設の方の付き添いがある場合も、敷地外への散歩等も申し訳ないが控えてほしい。送り迎えも完全に車にしてほしい。敷地内で完結してほしい。	グループホームでは、障害者を支援するための知識・経験のある職員が、利用者の生活を24時間体制で支援し、外出する場合も支援員等が付き添って一緒に行動します。これまで区内12か所のグループホームをはじめとする障害者施設において、利用者と近隣住民との間でトラブルになった事例はありません。 また、送迎のできる駐車場を整備するとともに、障害者総合支援法に基づく移動支援事業の実施については、管理運営の中で検討していきます。	4	5～8
5	第1部第1章 整備の必要性	過去に障害者の方から加害を受けたことがあり、不安がある。近隣や地域住民へのケアをどのように考えているか。	グループホームでは、障害者を支援するための知識・経験のある職員が、利用者の生活を24時間体制で支援し、外出する場合も支援員等が付き添って一緒に行動します。これまで区内12か所のグループホームをはじめとする障害者施設において、利用者が近隣住民へ加害をしたり、近隣住民との間でトラブルになった事例はありません。 今後も、地域の皆様への訪問等において、不安なことなどを聞き取りし、不安の解消に努めるとともに、管理運営の中で、他施設の取組みを参考に、突発的な	3	5～8

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
			事故等を未然に防止する体制の検討を進めていきます。		
6	第1部第1章 整備の必要性	親なき後の成年後見人はどうなるのか。	区の他の入所施設、グループホームでは、親なき後は成年後見人に金銭管理や各種手続き等を依頼する事例があります。 本施設においても、成年後見制度の利用について、本人や家族の意向等を尊重して支援していきます。	3	6
7	第1部第2章 計画地条件の 整理	敷地面積を教えてください。	1, 107. 28㎡です。	2	10
8	第1部第2章 計画地条件の 整理	この土地は3階までしか建てられないのか。	建築基準法における道路斜線制限や日影規制を遵守する必要があることから、整備計画で計画している3階以上に階数を増やすことはできません。	2	10
9	第1部第2章 整備計画策定に おける調査	アンケート調査の配布枚数78枚に対し、有効回答件数217件（回答率27.5%）で回答率が低いのはなぜか。	今回実施したアンケートは、幅広く意見を募るために配布対象も広くし、区のグループホームや通所施設、放課後等デイサービス、相談支援事業等の利用者をはじめ、区立障害保健福祉センターで配布し、返信用封筒での郵送またはインターネットからの回答を受け付けました。 施設利用者の違いによりグループホーム等への関心度合いも異なり、自由回答としていることもあって、回答率は27.5%となっていますが、区の他のアンケートにおいても概ね同等の結果となっています（区の最上位計画である港区基本計画改定に向けた	3	16

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
			<p>区民意識調査報告書（令和5年1月実施）では、有効回答率は21%です。</p> <p>今後、設計や管理運営を検討する中で、引き続き利用者や施設の職員など様々な方からご意見をお聞きし、施設整備を進めていきます。</p>		
10	第1部第2章 類似施設・ 類似事業調査	<p>掲示物等がばらばらにならない工夫など、他の施設の良いところを真似してより良い施設をつくってほしい。</p>	<p>整備計画を策定するにあたり、区内外5つの類似施設を視察し、計画に反映しています。</p> <p>引き続き、設計においても先進的な施設や事例を調べ、その知見を活かしながら検討していきます。</p>	3	17～18, 76～80
11	第1部第3章 施設整備の 基本方針	<p>専門性の高い職員が常時支援とあるが、どのような職種の職員か。また、何人ぐらい常時支援者がいるのか。</p>	<p>短期入所を含む日中サービス支援型グループホームの基準では、サービス管理責任者の資格を持つ職員のほか、利用者の身の回りのサポートを行う世話人を利用者5人に対して1人配置することとなっており、その他日常の支援を行う生活支援員についても、利用者の数や障害の程度に応じて配置することが定められています。</p> <p>本施設は、重度の方や強度行動障害のある方を支援する施設であることを踏まえ、強度行動障害のある方への支援を担うことができる実務経験が豊富な職員を想定し、人員配置基準や、区独自の追加配置も含めて、必要な人員体制を検討していきます。</p>	3	19
12	第1部第3章 施設整備の 基本方針、	<p>近隣の理解を求める重要性は分かっていたと思うので、施設設備の基本方針はしっかりと説明してほしい。</p>	<p>説明会では、限られた時間の中、参加された方からの質問の時間を確保するため、説明は短時間で実施しました。</p>	3	19～20, 39

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
	建築計画	<p>しかった。(1)「親亡き後」は障害があってもなくても、親は心配なもの。(2)地域で支え合い、地域共生社会を実現する施設は、強調してほしかった。</p> <p>防災訓練等のほか、例えば季節ごとのお茶会など地域との交流を図る、ボランティアではないけれど植栽のお世話を一緒にする、専門性の高い職員が常駐するためアドバイスも受けられるなどもさり気なく触れても良かったと思う。</p>	<p>日中活動については、軽い運動やイベントなど多彩な活動を通し、地域との交流が実施できるよう、3室の日中活動室を可動間仕切りで分割・連結できる仕様とします。</p> <p>具体的な活動内容については、管理運営の中で検討していきます。</p>		
13	第1部第3章 施設整備の 基本方針	<p>障害者(児)居場所づくり事業は、学齢期から大人までの長時間とあるが、何時から何時までどのくらいの時間利用できるのか。</p> <p>また、学齢期から大人までとあるが比率は。</p>	<p>現在、他の施設で実施している居場所づくり事業の利用時間は、施設により異なりますが、午前9時から午後7時が基本となっています。本事業においては、午前中から利用を希望する方の意見や事情を踏まえながら、管理運営の中で検討していきます。</p> <p>また、必要とする方に利用いただくため、学齢期と大人の方の利用比率は設けていません。</p>	3	19
14	第1部第3章 施設整備の 基本方針	<p>居場所づくり事業の利用時間や、送迎の有無について教えてほしい。</p>	<p>現在、他の施設で実施している居場所づくり事業の利用時間は、施設により異なりますが、午前9時から午後7時が基本となっています。本事業においては、午前中から利用を希望する方の意見や事情を踏まえながら、管理運営の中で検討していきます。</p>	3	21

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
			また、他の施設で実施している居場所づくり事業では送迎を実施していませんが、本施設には送迎のできる駐車場を整備するとともに、障害者総合支援法に基づく移動支援事業の実施について管理運営の中で検討していきます。		
15	第1部第3章 施設整備の 基本方針	通所先への送迎をお願いしたい。	送迎のできる駐車場を整備するとともに、障害者総合支援法に基づく移動支援事業の実施について、管理運営の中で検討していきます。	3	21
16	第2部第1章 利用対象者	入居開始の年齢制限があるか。例えば60歳からでも入居できるか。	18歳以上65歳未満の方が基本となる対象年齢のため、60歳での入居申込も可能です。 本施設は、入居期間の定めのない滞在型の施設ですが、介護保険の対象となる65歳を迎えた場合は、入居の継続や他施設への移転を含めて、障害の特性などの状況を考慮して対応を検討します。	2	22～23
17	第2部第1章 利用対象者	素案では、20名（男性12名、女性8名）となっているが、グループホームに入居できる人たちの条件をどのように判定するのか。	利用対象者は愛の手帳2度以上を有する重度知的障害者を基本としています。入居者については、障害特性や入居の必要性、集団生活の適用性などを踏まえ、外部委員を含む区の入居者調整会議で決定します。	2	22～23
18	第2部第1章 利用対象者	日中サービス支援型グループホームは、車いす利用者も利用できるのか。	利用対象者は、主たる障害が愛の手帳2度以上を有する重度知的障害者を基本とし、多動などの症状がある強度行動障害のある方も受入れを予定しています。	3	22～23
19	第2部第1章 利用対象者	身体障害の程度については記載がないが、全く歩けない方も対象に	そのため、知的障害者であっても日常的に車椅子を使用している方は、特性上、身体障害に関する支援が	3	22～23

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		なっているのか。	多くなることや利用者の安全性を確保するため、動きが大きいかと同じ施設を利用することは難しいと考えていますが、最終的には、障害特性などを踏まえ、外部委員を含む区の入居者調整会議等において総合的に判断していきます。		
20	第2部第1章 利用対象者	跳ねたり走り回ったりする方と、寝たきりの方が一緒に過ごすのは無理があるのではないかと。今の段階で利用対象にならないのであれば、はっきり言ってもらったほうがよい。	<p>なお、グループホームで生活する中で身体機能の低下などに伴い、車椅子や歩行器を利用することになった場合には、安全面などを考慮した支援を工夫していきます。</p>	3	22～23
21	第2部第1章 利用対象者	「車いす利用者も受け入れる可能性がある」という回答だったが、重度知的の方の行動特性を考えると車いす利用の方との接触は避けられないと思うし、車いす利用者がある通所介護施設で怪我をしたこともある。エレベーターに車いすがあるが、例えば怪我をしたとき、体調不良で通院するときなどの利用のため、車いす利用の知的障害者の利用者があるわけではないとしてほしい。		3	22～23
22	第2部第1章 利用対象者	どの障害のある方でも入れるように検討してほしい。	障害者が共同生活を行うグループホームでは、障害の特性は種別や程度が人によって異なるため、事故を防ぎ、利用者の支援を安全に効果的に行うために、どの障害でも入居可能とするのではなく、障害の種別や特性に近い利用者とするを基本的な考え方とし	4	22～23

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
			<p>ています。</p> <p>本グループホームは、特に受入れ先の必要性が高い愛の手帳2度以上を有する重度知的障害者を対象としています。今後も、障害者の方が将来的に安心して居住できる場の整備に向け、引き続き取り組んでいきます。</p>		
23	第2部第1章 利用対象者	精神障害者でも、知的障害との重複や強度行動障害のある方もいる。精神障害者も短期入所を利用できるようにしてほしい。	<p>短期入所は、グループホームと同じ生活空間の中で安全で安定した支援を提供するため、グループホームの入居者と障害の種別や特性に近い重度を含む知的障害者(児)を対象とすることを基本としています(重度に限らず、重度を含む知的障害者(児)と、23ページの表記を変更しました)。</p> <p>知的障害と精神障害の重複がある方の短期入所の利用については、入居者の支援や希望する本人の特性を踏まえ、本グループホーム内での生活や支援、他入居者の生活と調和が取れると判断した場合には、利用できる可能性があります。</p>	3	23
24	第2部第1章 利用対象者	利用対象者の欄には、短期入所について重度知的障害者と書かれているので、精神障害者についての質問は、「現段階の構想にはない」と言えたのではないか。	<p>知的障害と精神障害の重複がある方の短期入所の利用については、入居者の支援や希望する本人の特性を踏まえ、本グループホーム内での生活や支援、他入居者の生活と調和が取れると判断した場合には、利用できる可能性があります。</p>	3	23
25	第2部第1章 利用対象者	短期入所の利用条件や利用可能な日数を知りたい。	<p>短期入所は、グループホームと同じ生活空間の中で安全で安定した支援を提供するため、グループホームの入居者と障害の種別や特性に近い重度を含む知的障害者(児)を対象とすることを基本としています(重度に限らず、重度を含む知的障害者(児)と、23ページの表記を変更しました)。</p> <p>利用可能な日数については、管理運営の中で検討し</p>	1	23

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
			ていきます。		
26	第2部第1章 利用対象者	短期入所は、2～3週間程度の長期間の利用もできるようにしてほしい。	区立の短期入所では、利用者の希望状況を踏まえながら、介護者の入院に伴う長期的な利用など、幅広いニーズに個別に対応しています。本施設においても、利用を希望する方の要望を丁寧に伺いながら調整します。	3	23
27	第2部第1章 利用対象者	短期入所の需要も高いので、利用したい方が利用できる運用をお願いしたい。	区立障害保健福祉センターの短期入所では、月の利用上限泊数を設けるなど、可能な限り多くの方が公平に利用できる予約方法を採用しています。 本施設においても、可能な限り多くの方が希望通り利用できるよう、管理運営の中で予約方法を検討します。	3	23
28	第2部第1章 利用対象者	居場所づくり事業に年齢制限はあるか。また、親が就業していることが利用の条件になるか。	区の日中一時居場所提供事業では、6歳から50歳代までの利用がある状況であり、年齢制限や就労の条件は設けない予定です。詳細は、管理運営の中で検討します。	2	23
29	第2部第1章 関係法規	障害者だけでなく、参加する地域の高齢者の方が安心できるよう、バリアフリーに配慮した施設にしてほしい。	東京都建築物バリアフリー条例を順守するとともに、港区バリアフリー基本構想との整合性を図り、バリアフリーに配慮した施設とします。	2	24, 27
30	第2部第2章 建築計画	出入口の場所を教えてください。	利用者、職員のメインとなる出入口は、1階の赤い矢印部分です。	2	34
31	第2部第2章 建築計画	管理用出入口とはどのような方が出入りするのですか。	地下1階の青い三角の印が、管理用出入口です。普段は施錠し、施設の職員の出入りや避難時の出口とす	2	33

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
			ることを想定しています。		
32	第2部第2章 建築計画	転落の心配がないよう、非常階段は隙間のないようにしてほしい。	事故のない安全・安心な施設とするため、いただいたご意見を踏まえ、隙間のない階段を設計していきます。	3	33～37, 44
33	第2部第2章 建築計画	機械浴があるが、車いす利用者が利用対象でないのであれば、開設当初に機械浴は使わないということか。 障害者の入浴支援が不足しているため、利用者以外の外部の人が使うことはできないか。	基本的に、車椅子利用者は想定していませんが、入居者の高齢化による身体機能が低下した際に利用できるように、機械浴槽のスペースを予め確保した整備計画としています。 入浴支援の需要は高いため、外部の方を含めた入浴支援事業の実施については、管理運営の中で検討していきます。	3	33～36, 38,40
34	第2部第2章 建築計画	グループホーム全体でトイレは何か所あるのか。	整備計画(素案)においては、2階の男性フロアは、入居者12人に対してトイレ付居室が2室、バリアフリートイレが4つの計画としています。 3階の女性フロアは、入居者8人に対してトイレ付居室が1室、バリアフリートイレが2つの計画としています。	2	35～36, 40
35	第2部第2章 建築計画	トイレ付の居室もあるが、部屋の取り合いにならないか。 トイレは居室と共用部の両方にあるのが良い。	重度の知的障害者向けのグループホームにおけるトイレについては、特性上、排泄に支援が必要な方が多いため、利用者の安全性、多くの入居者に対する円滑な支援、施設の衛生面や利用者の体調管理の観点から、支援員の目が届かない各居室ではなく共用のトイレを設置・利用することが多く、本施設の整備計画策定に当たり参考にした施設でも同様です。	1	35～36, 40
36	第2部第2章 建築計画	男性ユニットはトイレのない居室5人に対し2つのバリアフリートイレがあるが、女性ユニットは7		1	35～36, 40

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		<p>人に対し2つしかないのでは足りないのではないか。</p> <p>一般的に女性のほうがトイレに要する時間が長い。</p>	<p>本施設では、限りある敷地面積の中で、20室の居室、また日中活動場所やリビングといった共用スペースなど、入居者の安全性や快適性を充実させるために必要な機能や面積を最大限に有効活用することが必要であり、ユニットバスの設置や、全ての居室にトイレを設置することは難しい状況です。</p> <p>いただいたご意見を踏まえて総合的に改めて検討し、全体の必要なスペースを確保しながら利用者への排泄をはじめとした支援を安定的に行えるよう、男性ユニットで1つ、女性ユニットで2つのトイレ付居室を増室し、男性は12室中4室、女性は8室中3室をトイレ付居室とします。併せて、短期入所の2室にもトイレを付けることとします。</p> <p>また、定期的に排泄の時間を設ける、昼夜問わず支援員がトイレまで利用者に付き添って見守り、介助をする、使用しない際はトイレの扉を施錠するなど、運用面で工夫している施設や事例を参考にしながら、適切な支援につなげていきます。</p>		
37	第2部第2章 建築計画	<p>何回もトイレに行ったりする障害者もいるため、共用部にバリアフリートイレ2室だと足りないと思う。</p> <p>後からトイレをつけることは難しいため、各居室にトイレをつけ、水遊びや破壊行為などのないように、扉を施錠すればよいのでは。</p>		1	35～36, 40
38	第2部第2章 建築計画	<p>動きがとともゆっくりな方もいる。あまり急かさず、自分のペースで排泄や生活ができるように、居室にトイレがあったほうが良い。</p>		1	35～36, 40
39	第2部第2章 建築計画	<p>排泄時の支援が必要な方は、便の状態なども支援員から教えてもらっている。</p> <p>居室にトイレがあると便の状態も分からず、後始末なども大変になるので、共有のトイレで支援していただくのがよいと思う。</p>	1	35～36, 40	

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
40	第2部第2章 建築計画	夜中の排泄を考え、居室にトイレがあったほうが良い。居室のトイレで排泄を失敗してしまった場合は、下着などの後始末を支援員にお願いすれば問題ないのでは。		1	35～36, 40
41	第2部第2章 建築計画	特に女性は生理もありトイレの使用が多い。トイレにこだわりのある利用者にとって、部屋にトイレがないことはネックになる。 説明会で強度行動障害のある方の支援を考えてとの説明があったように思うが、私の経験上トイレについては、逆効果でかえって不安をおおることになる。		1	35～36, 40
42	第2部第2章 建築計画	トイレについて、面積の問題で配置ができないのを、支援の問題に置き換えるのは違う。物を詰めたり壊したり、水遊び等の不安があるのなら、個室トイレに鍵をかけることも可能なので、検討してもらいたい。 トイレの回数の多い人や、トイレの時間が長い人もいるので、このままでは問題が生じるように思う。		1	35～36, 40
43	第2部第2章	日々の夜間のトイレ使用、支援を		4	35～36

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
	建築計画	必要とするトイレ後の処置、感染症対策から、トイレ付ユニットバスを各部屋に用意してほしい。			
44	第2部第2章 建築計画	区内の他のグループホームや短期入所に比べ、居室の面積が狭いのではないか。	グループホームにおける収納設備等を除いた居室の面積は、基準上、7.43㎡以上と定められており、本施設の居室は、収納設備を除いて約10㎡となり、基準より広い計画としています。	2	35～36, 40
45	第2部第2章 建築計画	支援ホーム南麻布は、もともとトイレ付居室だったが、いくつかの居室のトイレをなくすことで、その分部屋が広がった経緯がある。同じようにできないのか。	重度知的障害者の居住の場の確保という喫緊の課題の早期解決に向け、限りある敷地面積の中で、20室の居室、日中活動場所やリビングといった共用スペースなど、入居者の安全性や快適性を充実させるために必要な機能や面積を最大限に有効活用するため、居室の広さを計画しています。 なお、区内施設は、敷地面積や設備、利用対象者などが異なるため、居室の広さも異なりますが、知的障害者を対象とする区立障害者グループホーム芝浦の居室は収納設備を含んで約11～13㎡と概ね同等の広さです。	2	35～36, 40
46	第2部第2章 建築計画	居室の面積を広げるために、居室の外側にあるバルコニー部分を利用できないか。	重度知的障害者の居住の場の確保という喫緊の課題の早期解決に向け、限りある敷地面積の中で、20室の居室、日中活動場所やリビングといった共用スペースなど、入居者の安全性や快適性を充実させるために必要な機能や面積を最大限に有効活用するため、居室の広さを約10㎡としています。	4	35

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
			バルコニー部分は、消防法上設置が必要な窓先空地と呼ばれる空間であり、火災時の避難経路となるため、バルコニー部分を狭くすることはできません。		
47	第2部第2章 建築計画	二部屋を仕切る壁を工夫し、続き部屋として使用できる構造（可動壁）にしてほしい。 将来、車いすを使用する場合でも、狭い空間より広い方が、行動動線が取りやすい。	防音性能等を考慮して、基本的には独立した居室を想定していますが、いただいたご意見や他施設での稼働実績等を踏まえ、一部の居室の壁を可動壁にするか、引き続き設計で検討していきます。	3	35～36
48	第2部第2章 建築計画	グループホーム利用者の日中活動は、すべてこの施設内に限られるのか。それとも生活介護などの他の施設の活動に外出してもよいのか。 また、施設内での活動はどのようなことを想定しているか。	日中に通所先等の活動先がある方は、通所先等での活動を基本としますが、本人の特性や体調等により、施設内で活動するのか、通所先などで活動するのか個別に決定していきます。 日中活動については、1階に日中活動室を広く設けており、軽い運動やイベントなど多彩な活動が実施できるよう、管理運営の中で検討していきます。	3	34, 39
49	第2部第2章 建築計画	1階の日中活動室はL字だが、近接しているトイレ、相談室、倉庫を移動させれば四角の部屋になるのではないか。	様々な日中活動に対応しやすいよう、いただいたご意見を踏まえ、L字型から四角形型の計画に変更します。 また、地下1階の居場所づくり事業活動場所も同様に、L字型から四角形型となるよう変更します。	1	33～34, 39
50	第2部第2章 建築計画	利用者の運動不足が懸念される。体育をするスペースはあるのか。	1階に日中活動室を広く設けており、軽い運動やイベントなど多彩な活動が実施できるスペースとしています。また、3階の屋上庭園も、軽い運動に活用で	2	34, 36, 39, 41

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
			きると想定しています。		
51	第2部第2章 建築計画	女性ユニットの北側の居室は、世話人室から目線が届かないのではないか。	利用者の行動や特性を考慮し、世話人室だけではなく、リビング付近に職員を配置するなど適切に見守れる場所で支援する運用を想定しています。 世話人室から居室や共用部にできるだけ目線が届くよう、引き続き、設計で検討していきます。	3	36
52	第2部第2章 建築計画	短期入所はグループホーム内に配置されているが、新しい方が来られると、重度の知的障害者はパニックを起こしたり不穏になったりするのではないか。他の運用方法はないのか。	いただいたご意見を踏まえて改めて検討しました。 短期入所室はグループホーム内に設置しますが、世話人室の近くに配置し、リビングや他の居室から距離を取ることで、安全な支援や見守りがしやすく、他の入居者の日常にも配慮できると考えています。	2	35, 36
53	第2部第2章 建築計画	行動障害のある方を受け入れる際に、利用者が支援者から注意されたり止められたりしない環境づくりをすることが一番大切である。 ①採光窓は、小さい窓が胸より高い位置に複数ある方がよい。 ②居室などの扉は開き戸にする。上吊りの引き戸は耐久性に欠ける。開閉の取手も大きいと開閉の際に力が入りすぎて壊れやすくなる。 ③セキュリティの仕様は外が見えないかつ支援者の許可なく行けな	本整備計画は、具体的な諸室の設備、仕様を定める設計に先立ち、施設整備の基本的な考え方を定めるもので、窓、扉、スイッチの配置、カーテンなどは、今後の設計や物品購入の段階での検討となります。 いただいたご提案の内容はいずれも、類似施設の事例等を踏まえながら、障害特性に対応できる施設として、設計段階において検討していきます。	3	35～36

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		<p>い方がよい。特にエレベーターに強く注意を引かれてしまう方が多い。</p> <p>④廊下から居室内が見え、気になる物があると他利用者の居室へ許可なく入室してしまうことがある。中にカーテンをつけるなども効果的。</p> <p>⑤世話人室やミニキッチンなどは中からユニットが見渡せる方がよい。ワンウェイミラーやカメラなどの工夫をしながら窓のようなものは最低限にした方がよい。</p> <p>⑥スイッチ、リモコン類（電気、エアコン、非常ボタン系）は世話人室などで一括管理できる仕組みがよい。特に共用部は電気をつけるか消すかなどでトラブルも起きやすい。</p> <p>⑦細かい備品系の仕様について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペーパータオルを設置する場合は鍵付きのものがよい。 ・ハンドソープのボトルは中身を流してしまう。壁掛けタイプで鍵付きのものは効果的な場合もある。 ・水道蛇口は不必要な時は水が止められる仕様、もしくは鍵付きカバー 			

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		<p>などがある仕様だとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水で遊んでしまう方も多いのでトイレ、水回りには排水できる場所があると便利。 ・テプラのシールなどは気になる方は剥がすので注意が必要。 ・掲示板や壁面の張り紙なども剥がせるものは剥がす、気になるものは捨てる方もいるため注意が必要。 <p>⑧食事について、単なる好き嫌いではないこともあるため、白米が苦手な方はパン食中心にするなど食事に関する面での配慮も必要。</p> <p>⑨他害のある方は、集団で過ごす場面設定を無くすのではなく、可動式のパーテーションなどがつけられるようにして、居室から自由に過ごせるエリアへ移動できる範囲を小さく、接する人を減らす。現状のユニットの形ではパニック時など以外でも他害のある方の入所は難しいと思う。もし受け入れる場合は支援者の数でハード面の欠点を補うしかないと思う。</p>			

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
54	第2部第2章 建築計画、 セキュリティ・ 防犯計画	<p>施設の設備について要望したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外に出ようとするところがあるため鍵をつけてほしい。 ・食べ物(冷蔵庫に入っているもの)への執着があるため、食堂やキッチンに自由に入出入りできないよう鍵をつけてほしい。 ・洗濯室に鍵をつけてほしい。 	<p>2、3階のグループホームには、ピンク色の線で示したユニットごとのセキュリティを設けており、利用者だけでは出られず、職員のみが開閉できる計画としています。また、1階の出入口においても、同様に職員のみが開閉できる計画とし、事件・事故を防ぐ施設、管理運営を目指していきます。</p> <p>キッチンや洗濯室の施錠についても、いただいたご意見を踏まえ、設計で検討していきます。</p>	3	35～36, 45
55	第2部第2章 建築計画、 セキュリティ・ 防犯計画	<p>近隣住民として、セキュリティに不安がある。目隠しとなる壁や柵などは設けるのか。</p>	<p>敷地の周りには擁壁、フェンス、門扉等を設ける防犯計画としています。</p> <p>2、3階のグループホームには、ピンク色の線で示したユニットごとのセキュリティを設けており、利用者だけでは出られず、職員のみが開閉できる計画としています。また、1階の出入口においても、同様に職員のみが開閉できる計画とし、事件・事故を防ぐ施設、管理運営を目指していきます。</p>	3	35～36, 44～46
56	第2部第2章 建築計画、 セキュリティ・ 防犯計画	<p>施設から利用者が飛び出さない工夫をしてほしい。強度行動障害のある方は逃げ出したら追いつくのは容易ではない。</p>	<p>近隣の住宅との見合いやプライバシーに配慮した設計を、引き続き検討していきます。</p>	2	35～36, 44～46
57	第2部第2章 建築計画、 セキュリティ・ 防犯計画	<p>反対しているのは、周辺住民に危害を加えられることを恐れているから。実際に知的障害者の人から暴行の被害にあったことがある。</p> <p>人通りの多い密集地域に建設する必要はあるのか。発生するかも</p>	<p>グループホームでは、障害者を支援するための知識・経験のある職員が、利用者の生活を24時間体制で支援し、外出する場合も支援員等が付き添って一緒に行動します。これまで区内12か所のグループホームをはじめとする障害者施設において、利用者が近隣住民へ加害をしたり、近隣住民との間でトラブルにな</p>	3	35～36, 44～46

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		れない危害についてどう考えているのか。セキュリティについて、万全の体制で考えているのか。	った事例はありません。 今後も、地域の皆様への訪問等において、不安なことなどを聞き取りし、不安の解消に努めるとともに、管理運営の中で、他施設の取組みを参考に、突発的な事故等を未然に防止する体制の検討を進めていきます。		
58	第2部第2章 建築計画	屋上庭園への出入り口や使い方を教えてほしい。	屋上庭園は、共用エレベーター側、女性ユニット側のどちらからも出入りでき、主に日中の活動で利用します。また、避難時には一時待機場所として利用します。	2	36,41
59	第2部第2章 建築計画	屋上庭園は、車いすでも来られるように、共用エレベーターを屋上まで伸ばし、隣接してバリアフリートイレを2つ作れると有効なスペースになるのではないかと。	屋上庭園は、共用エレベーター側、女性ユニット側のどちらからも出入りできる計画としており、車いすのままご利用いただけます。 グループホームの運営に必要な設備等を配置しているため、屋上庭園に隣接して新たにバリアフリートイレを設置することは難しいですが、屋上庭園での活動時は、支援者が適切に、利用者の排泄を支援していきます。	4	36,41
60	第2部第2章 建築計画	屋上庭園は、女性、男性の両方が使えるとよい。 また、屋根をつけるのは良い方法で、ローズマリーガーデン等をつくって加工したり、その他の栽培スペースにすると良いのでは。	屋上庭園は、女性、男性の両方が使えます。 植物等の栽培については、今後、管理運営の中で検討していきます。	3	36,41

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
61	第2部第2章 建築計画	一般の区民が利用できないのでは、屋上庭園の設置は不要ではないか。設置するのであれば、予約制でもよいので一般区民も屋上庭園を利用できる制度にしてほしい。 避難時の一時待機場所及び緑化目的であるならば、「庭園」である必要はないはず。	3階の屋上庭園は、一般区民への開放ではなく、グループホームの入居者が、日中の活動で利用することを想定しています。 名称については、「屋上活動スペース」に変更します。	1	36,41
62	第2部第2章 建築計画、 セキュリティ・ 防犯計画	屋上庭園に接する非常階段から入居者が突発的に飛び出してしまうことはないか。 小学校の通学路でもあるため、トラブルにならないか心配している。	突発的な飛び出しや事故が発生しないよう、非常階段にも施錠を設けます。また、職員が利用者の支援や見守りを徹底することが基本となりますが、引き続き、障害特性に配慮した安全・安心な設計及びセキュリティを検討していきます。	3	36, 44~46
63	第2部第2章 建築計画	セキュリティとなる仕切りについては、閉塞感のないように一部透明にするなど、外からも中からも見通しが良く、ケガをしない工夫をしてほしい。	見守りやすく安全な設備となるよう、引き続き、設計で検討していきます。	3	35~36
64	第2部第2章 建築計画	介護職員の確保のため、職員が休憩できる場所など労働環境を整備してほしい。	事務室や世話人室の一角に食事など職員が休憩できるスペースを計画しています。いただいたご意見を踏まえ、十分な休憩場所が確保できるよう、引き続き、設計で検討していきます。	3	33~36, 38~41
65	第2部第2章 建築計画	近隣との見合いの問題がある。目隠し等はあるのか。	居室内やリビングからの窓は、近隣の住宅との見合いやプライバシー、採光等に配慮して、配置や大きさ	3	41,43

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
66	第2部第2章 建築計画	通学路もあるため、目が合わないようにはしてほしい。	等を設計で計画していきます。 他施設での取組みや事例を参考に、目線を合わないようにするシート等を必要に応じて検討していきます。	3	41,43
67	第2部第2章 建築計画	屋上庭園のすぐそばにマンションや住宅があるため、プライバシーの配慮についてはどう考えているか。 また、屋上庭園のルーバーは屋根という理解でよいか。	近隣の住宅との見合いやプライバシーに配慮した設計を検討していきます。 屋上活動スペースには、完全に遮蔽された屋根ではなく、適度に風や日光を取り込み、視線制御にもなる日陰棚（パーゴラ）を設置する予定です。	3	41,43
68	第2部第2章 建築計画 資料8 資料10	実際に現地に足を運び、想像以上に予定地がマンション等に近接していることに驚いた。近隣に対するプライバシーの配慮（目隠し等）は重要であると思う。 また、防音対策は重要であると考ええる。	近隣の住宅との見合いを含めたプライバシーに配慮した設計を検討していきます。 また、資料8（81ページ）、資料10（83～85ページ）のとおり、障害特性に配慮し、一般社団法人日本建築学会が一般の住宅における遮音性能として推奨する1級（遮音性能上すぐれており、人の走り回りや飛び跳ね、物の落下音などが小さく聞こえるレベル）を満たす設計を検討していきます。	3	41,43,81, 83～85
69	第2部第2章 動線計画	避難経路はどうなっているか。	エレベーター横の直通階段、東側と北側の外部にある2つの直通階段及び、地下1階西側にある外部への出口を利用して、安全に前面道路に避難できる動線とします。	2	44,46
70	第2部第2章 セキュリティ・	防犯対策として、警備システムやセキュリティカメラ（見守りカメ	入館の管理や施設内外の要所にカメラを設置するなど、施設全体の防犯性能、安全性を高め、適切な支	3	45

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
	防犯計画	ラ)は必要ではないか。	援につながっていきます。		
71	第2部第2章 セキュリティ・ 防犯計画	重度の利用者にとって困ったこと、つらいことを話すことは、非常に困難で苦痛なことである。問題が起きた時に、支援を改善するための原因を見極めるために見守りカメラは必要と考える。問題を利用者や保護者のせいにして放置しないであげてほしい。	カメラの設置場所や運用方法などについては、いただいたご意見を踏まえ、引き続き設計及び管理運営の中で検討していきます。	3	45
72	第2部第2章 セキュリティ・ 防犯計画	服を脱いでしまう方もいるため、防犯カメラは居室内につけないなど、慎重に検討してほしい。		3	45
73	第2部第2章 防災計画	福祉避難所として入居者以外に何人受け入れる計画か。	1階の日中活動室(約136㎡)で受け入れた場合、1人当たりの必要面積を4㎡で換算すると約34人を収容できる想定です。	2	52
74	第2部第2章 防災計画	福祉避難所では、単に人を受け入れるのではなく、要介護者の家族と一緒に避難できる、運営事業者が支援員を確保するなど、避難所運営を考えた計画としてほしい。	他の福祉避難所の運営方法を参考にするとともに、運営事業者等が決定した後、訓練などを通じて福祉避難所として機能する計画を進めていきます。	3	52
75	第2部第2章 防災計画	計画地は高台にあるため、浸水の想定をしていなかったのだが、止水板はどこに設置するのか。	止水板は、津波や高潮等ではなく大雨による浸水を想定し計画しています。 止水板の設置場所を含めた施設の災害対策は、引き続き、設計で検討していきます。	3	52

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
76	第2部第2章 建築計画、 防災計画	他の施設では浸水を考慮して非常用電源を上階に設置しているが、この施設では屋上階に非常用発電機等を設置する計画とする理解でよいか。 非常用電源や太陽光パネルがあるため、災害時にも電源を確保できるのであれば、近隣に貢献することができるのではないかと。	浸水等を考慮し、受変電設備、非常用発電機設備、太陽光発電パネル等は最上階に配置しています。 災害時の電源等の運用については、引き続き、管理運営の中で検討していきます。	3	37, 52
77	第2部第2章 防災計画	マンホールトイレを設置するとあるが、地域住民に開放する想定はあるか。	災害時、本施設は福祉避難所となる想定です。マンホールトイレは設置予定ですが、基数や運用方法については、国のガイドラインを踏まえ、設計及び管理運営の中で検討していきます。	3	53
78	第2部第2章 電気設備計画	テレビはBS放送を視聴できるようにしてほしい。また、Wi-fiも設置してほしい。	テレビは、BS/CSアンテナ用基礎を設置する計画です。Wi-fiの設置については、他施設の状況を参考にしながら、管理運営の中で検討していきます。	3	55
79	第2部第2章 管理・運営計画	運営事業者の目途は立っているのか。	社会福祉法人や民間事業者等の知見を生かした事業の充実、専門性を有した職員の配置による継続的なサービスの提供など、質の高い区民サービスの提供が可能となる施設については、他の区立障害者グループホームと同様に、指定管理者制度による管理運営を視野に入れ、令和9年度から検討していきます（62ページの管理・運営計画に年度を追加しました）。	3	62
80	第2部第2章 管理・運営計画	費用面だけでなく、研修や教育面などがしっかりしている運営事業者を選定してほしい。	今後、管理・運営体制を検討する中で、指定管理者	3	62
81	第2部第2章 管理・運営計画	区からの資金が、きちんと利用者、支援員、この施設に還元できているかのチェックをしっかりと		3	62

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		ほしい。	制度を導入する場合は、区が求める運営の水準にふさわしい運営事業者を選定していきます。		
82	第2部第2章 管理・運営計画	良い施設ができる素晴らしい立地だと思うが、箱はもちろん、ソフト面、運営面が重要で、どこに委託するのは非常に重要である。	また、本施設は区立施設であることから、運営開始後、区が実施する毎月の運営事業者に対するモニタリングなどを通し、確認していきます。	3	62
83	第2部第2章 管理・運営計画	指定管理者制度ではなく、区の直営でお願いします。		3	62
84	第2部第2章 管理・運営計画	グループホームや居場所づくり事業、短期入所の人員体制について教えてほしい。	短期入所を含む日中サービス支援型グループホームの基準では、利用者の身の回りのサポートを行う世話人を利用者5人に対して1人配置することとなり、その他日常の支援を行う生活支援員についても、利用者の数や障害の程度に応じて配置することが定められています。	3	62
85	第2部第2章 管理・運営計画	世話人の人数を複数にし、できるだけ目が行き届くようにしてほしい。	居場所づくり事業においては、利用者2人に対して、介護者1人以上を配置することとしています。 本施設は、重度の方や強度行動障害のある方を支援する施設であることを踏まえ、人員配置基準や、区独自の追加配置も含めて、管理運営の中で必要な人員体制を検討していきます。	3	62
86	第2部第2章 管理・運営計画	日中活動のところは、生活介護として立ち上げて、今から別の場所で仮に母体をつくってはどうか。運用がうまく進めば、その事業者を選定するのはいかがか。その方が障害者	1階の日中活動室は、グループホーム入居者の充実かつ安定的な活動場所の確保を目的としています。現在、生活介護事業は区内4か所で開催しておりますが、現時点において、本施設の予定地とは別に、区内で生活介護を実施可能な場所の見込みが立たないこ	4	62

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		も慣れる。	とから、本施設の整備に先立ち、あらかじめ別の場所で生活介護を実施することは困難と考えています。 今後、管理・運営体制を検討する中で、通所施設等の運営実績を持つ事業者など、区が求める運営の水準にふさわしい運営事業者を選定していきます。		
87	第2部第2章 管理・運営計画	日々、洗濯をしてほしい。	本施設は洗濯室を設置していますので、利用者が日々清潔で快適に生活できるよう、職員が衣類等の洗濯をしていきます。	2	62
88	第2部第2章 管理・運営計画	利用しようとしている方の不安は拭えないので、活動内容や運営面でどのようなサービスがこの施設で提供されるのかを、今後早めに示してほしい。	これまでは、概ね開設の1年半前から管理運営について検討をしていましたが、本施設が区で初めてとなる日中サービス支援型グループホームであることを踏まえ、2年前となる令和9年度から管理運営について検討していきます。62ページの管理・運営計画に年度を追加しました。 日中活動の内容や管理運営におけるサービス等については、運営事業者等が決定した後、管理運営の中で検討し、いち早く皆様にお伝えできるよう努めていきます。	3	62
89	第2部第2章 管理・運営計画	施設完成までに長い期間があるため、業者選定や運営の検討について並行してやってほしい。	施設の竣工後、速やかに開設できるよう、工事期間中に平行して、令和9年度から管理運営について検討していきます。62ページの管理・運営計画に年度を追加しました。	3	62
90	第2部第3章 事業	令和11年の開設まで5年かかるが、待っている方も多いため、も	安全な施設を整備するために、設計や工事の期間を適切に確保する必要がありますが、区としてもできる	2	63

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
	スケジュール	っと早く整備できないか。	限り早く整備できるよう、設計と施工の事業者を同時に選定する設計・施工一括発注方式の採用を予定しています。 設計・施工一括発注方式は、設計と施工を分けて入札する通常の発注方式と比べ、約半年の期間短縮を見込んで、開設を令和11年9月としています。		
91	第2部第3章 事業 スケジュール	利用者の申込みはいつからになるか。	本施設は、令和11年9月の開設を目指しています。入居者募集の開始は、通常開設の2か月前からですが、区で初めてとなる日中サービス支援型グループホームであり、慎重かつ適切に入居者を決定していくためにも、通常より早い時期から募集することを検討していきます。	3	63
92	第2部第3章 事業 スケジュール	入居者の選考を早めに決定してほしい。	募集については、開始時期に別途お知らせします。	3	63
93	第2部第3章 事業 スケジュール	入所前に、第三者委員会の準備会を企画し、関係者による顔合わせをしてほしい。	通常、グループホームの入居に先立ち、体験入居や運営事業者との顔合わせの場を設けています。本施設においても、いただいたご意見を踏まえ、運営協議会の運営方法などを含め、管理運営の中で検討していきます。	3	63
94	資料4 資料9-1	グループホームへの入居希望者の数と、それに対する施設の整備率を教えてください。	資料4(69ページ)にある「くらしと健康の調査」における「将来的に希望する居住の場」について、知的障害者の約3割、約80名がグループホームと回答	2	69,82
95	資料4 資料9-1	素案の報告からも対象者は増えていくと考えられるが、これからもグループホーム等の建設を予定し	していますが、希望する方全員の居住の場を確保できる分の施設整備には至っていないと考えています。 また、資料9-1(82ページ)にある入所施設、	2	69,82

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		ているのか。	グループホーム等に入居していない18歳以上の知的障害者は2度以上で108名います。今後も引き続き需要を正確に捉えながら、知的障害だけでなく、精神、身体障害など障害特性に応じたグループホームの整備の検討を進めていきます。		
96	資料5	(整備計画アンケート調査の求める設備に)音楽、演奏と記載があるが、計画地で実施している保育事業から、現在も音楽が漏れている。防音室などを設置する予定か。	整備計画の策定にあたって実施したアンケートでは、活動に音楽などを取り入れてほしいという回答がありました。 防音室を設ける予定はありませんが、利用者が充実した日中活用ができるよう、音楽活動なども考慮し、活動場所における防音対策については、引き続き設計で検討していきます。	3	72～73
97	資料5	〈資料5〉日中サービス支援型グループホームに求める設備の自由意見に、車いす卓球ができる設備、車いす利用者が押して開くことができる吊り戸があるということは、身体障害の方も想定すると取られないか。 居場所づくり事業の該当者は、車いす利用者も想定しているか。	記載のアンケートの回答については、参考資料として結果を広く記載したものになります。 本施設の利用対象者は愛の手帳2度以上を有する重度知的障害者を基本としており、日常的に車椅子を使用している方については、事故を防ぎ安全な支援を確保する観点から、現時点で本施設の入居対象として想定していません。 また、居場所づくり事業の利用対象者についても、重度を含む知的障害者(児)を基本としており、身体障害との重複のある方については、円滑な支援の実施や、他入居者の生活と調和が取れると判断した場合には、利用できる可能性があります。	2	72

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
98	資料7	<p>支援ホーム南麻布や新橋はつらつ太陽、精神障害者支援センター、生活介護工房アミなど、重度障害者が利用する他の施設の職員から、問題をヒアリングした上で設計する必要がある。</p> <p>今回の計画が重度の障害者に対応する施設だとしても、他の施設の問題をクリアできていないのであれば、親は安心して入居させられない。</p>	<p>本整備計画を策定するにあたり、区内4か所、区外3か所の類似施設・類似事業を視察し、障害の種別や特性に応じた居室や活動室の考え方、世話人室からの見通し、男女のフロア分け、厨房設備の配置等を反映しています。すでにある知見を取り入れた計画とすることは重要であり、引き続き調査をし、設計や管理運営で検討していきます。</p>	3	75～80
99	資料7	<p>生活介護工房アミは、様々な障害種別の方が入ることによって怪我につながることもあったため、障害種別で部屋を分けるなど工夫がされた。そのような事例を参考にしてほしい。</p>	<p>整備計画策定のため、令和5年12月に工房アミを視察し、参考にしています（78ページ）。いただいたご意見を踏まえ、引き続き調査をし、設計で検討していきます。</p>	3	78
100	資料7 資料8	<p>強度行動障害のある方にも対応するとあるが、具体的にはどのような計画か。</p>	<p>資料8（81ページ）のとおり、障害特性に配慮した仕様例を検討しています。</p> <p>また、強度行動障害のある方を受け入れている施設（76ページ）では、テレビをアクリル板で補強する、活動室をパーテーションで区切って使う、壁が壊れないよう補強するなどの工夫をしており、参考にしています。障害特性に配慮した仕様等については、引き続き設計で検討していきます。</p>	3	76, 81

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
101	資料 8 資料 10	近隣に住んでいるため、防音対策をしっかりとしてほしい。	本施設は、居住の場として利用者が安全・安心に暮らせるとともに、閑静な住宅地に立地するため、近隣住民の静穏な住環境を確保する必要があります。大声を出す、壁や床を叩く、飛び跳ねるなどの障害特性から、特に重量衝撃音に対する配慮の必要があることから、資料 10（83～85 ページ）のとおり、構造の採用については、一般社団法人日本建築学会が一般の住宅における遮音性能として推奨する 1 級（遮音性能上すぐれており、人の走り回りや飛び跳ね、物の落下音などが小さく聞こえるレベル）を満たすこととしています。また、一時的な外からの大音量による影響についても限定的であると認識しています。	3	81, 83～85
102	資料 8 資料 10	奇声を発する、力づくで壁を叩く、ドアに突進するといった行為が日常的にあるため、防音設備を考えてないというのは足りないのではないか。	資料 8（81 ページ）のとおり、障害特性に配慮した仕様例を含め、引き続き、防音や音漏れに配慮した設計を検討していきます。	3	81, 83～85
103	資料 8 資料 10	該当地は、韓国大使館に向けて街宣車があるなどうるさかったりする。街宣車は、軍歌を鳴らしながら該当地の前を通っていく。 音に敏感な方には向いていない土地かと思うがいかがか。	資料 8（81 ページ）のとおり、障害特性に配慮した仕様例を含め、引き続き、防音や音漏れに配慮した設計を検討していきます。	2	81, 83～85
104	資料 9 - 3	〈資料 9 - 3〉に行動関連項目が囲みであるが、文字にするとインパクトがある。知的障害でも、ニコニコ座っているだけのご隠居さんのような人もいるので、この施設の利用者が全てこの内容の人だと思われるのは心外だ。どの項目にも該当しない愛の手帳 2 度の人ばかり	資料 9 - 3（82 ページ）は、男女別の強度行動障害がある方の人数の表になります。本施設の利用対象者（22～23 ページ）は重度知的障害者であり、強度行動障害のある方も受け入れます。 行動関連項目の囲みについては、強度行動障害の特性について、補足説明として記載していましたが、障害特性は一人ひとり異なるものであり誤解を与えないためにも、ご意見を踏まえて、囲みではなく文章で	1	82

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		<p>んいる。</p> <p>一口に障害といっても幅広いことをこの機会に多くの人に知ってほしい。港区が先駆ける日中サービス支援型グループホームが知的障害者の明るい未来へと進む道となり、この後も限りなく続く道となることを願う。</p>	<p>の説明に変更しました。</p> <p>今後も、日中サービス支援型グループホームの目的や必要性の理解が広く得られるよう、説明に努めていきます。</p>		
105	—	<p>介護職員の確保のため、借り上げ住宅や家賃補助などを導入してほしい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、本施設に従事する職員の確保・定着の方法について、他区の事例等を調査し、検討していきます。</p>	3	—
106	—	<p>道路の混雑の予想、騒音の有無、環境の変化の有無等、近隣住民への説明が聞けるかと思っただが、建物の設計内容の説明とそれに対する希望・要望が主だった。</p> <p>これだけの大きな計画案なので、区役所のトップに近い方、町会の方も出席するべきでは。</p>	<p>道路の混雑や騒音等については、今後、施工内容や工事計画を検討する中で、「南麻布三丁目用地便り」等のお知らせの配付や、工事説明会を実施し、近隣の皆様に丁寧にお伝えしていきます。</p> <p>整備計画（素案）の区民説明会は、庁内の担当部門の責任者である福祉施設整備担当課長が区を代表して説明しました。引き続き、設計や管理運営を検討する段階においても、関係部署を含め全庁で検討を進めていきます。</p>	3	—
107	—	<p>福祉施設は大事な施設なので、課長だけでなく、区長や部長、医師、カウンセラー等の専門家、厚労省等にも説明会の場に参加し、発言して</p>	<p>整備計画（素案）の区民説明会は、庁内の担当部門の責任者である福祉施設整備担当課長が区を代表して説明しました。引き続き、設計や管理運営を検討する段階においても、関係部署を含め全庁で検討を進め</p>	3	—

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		ほしい。	ていきます。 また、今後も、説明会や講習会、ワークショップ等を開催する際には、必要な職員や専門家等による説明をしていきます。		
108	—	参加者の一人が長々と話すのではなく、質疑応答に限るなど、説明会の司会進行を上手く進めてほしい。	限られた時間の中で、ご参加いただいた皆様から広くご意見をいただけるよう、今後は円滑な説明会の進行に努めていきます。	3	—
109	—	説明会は、近隣住民と障害者のご家族など当事者を分けてほしい。	本施設の基本方針のひとつに、「地域で支えあい、地域共生社会を実現する施設」を掲げています。障害者やご家族、近隣の方などどなたでも参加できる説明会を通じて、互いの立場を理解・尊重し合い、障害者への理解が進むことも、共生社会につながる取組と捉えています。 今後も、開催場所や日時を複数ご用意するなど、どなたでもご参加いただける説明会の実施に努めていきます。	4	—
110	—	次の自立支援計画に新たな日中サービス支援型グループホームの計画を提示するなど、10年先まで考えて計画を立ててほしい。また、計画は文字にして示してほしい。	今後も日中サービス支援型グループホームに対する需要を障害種別や特性ごとに正確に把握し、必要な施設の計画を着実に進めていきます。	5	—
111	—	支援ホーム南麻布は4室空いている。支援体制を確保し、空き室を	令和6年10月1日現在、区立障害者支援ホーム南麻布の入所者は、定員40名中35名となっており、	5	—

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		活用してほしい。他の施設の体制も整えてほしい。	空室は5室となっています。当該施設はもとより、他施設についても必要な体制を整えていきます。		
112	—	日中サービス支援型による制度の上乗せがあるのであれば、恒常的に使えるよう仕組みを整えてほしい。	現時点の整備計画では、多彩な活動が可能な日中活動室など、入所施設と同等の機能が備わった、港区ならではの日中サービス支援型グループホームとして計画しています。 区独自の設備や支援を中長期的に継続して実施できるよう、今後、施設の管理運営方法を定めていく中で検討していきます。	3	—
113	—	課長、係長をはじめ区の職員は異動するので、整備計画で寄せられた意見はきちんと申し送りしてほしい。	整備計画にお寄せいただいた意見は、職員の異動に関わらず、区として今後も引き継ぎ、対応していきます。	3	—
114	—	港区基本計画の欄も強調して良いと思う。区からは広報で情報が発信されていた、知らなかったとは言えない。	説明会では、限られた時間の中、参加された方からの質問の時間を確保するため、説明は短時間で実施しました。 今後の施設整備についても、適切な時期に、適切にお知らせしていきます。	2	—
115	—	本整備計画に賛成する。順調に進むことを希望する。	設計、工事等を計画通りに進めていけるよう、引き続き取り組んでいきます。	2	—
116	—	港区保健福祉支援部の職員の専門性を高めるとともに、担当期間を短期（1～2年）ではなく長期にしてほしい。	今後、職員の異動があっても、ご相談いただいた内容はしっかりと引き継いでいくとともに、研修などを通して、専門性の向上や区民により寄り添った対応が行き届くよう、努めていきます。	5	—

No.	項目	区民意見	区の考え方等	対応状況	関連ページ
		<p>担当者がよく変更になると利用したい方の希望が伝わりにくい。区民に寄り添った職員の養成を切に希望する。また、担当職員1人に対し、利用者・児の件数を少なくしてほしい。</p>			
117	—	<p>障害のある人たちの希望（主に重度の肢体不自由児・者）は、自分の部屋や働く場所、健常者とも一緒に過ごせる場所がほしい、働いて賃金を稼ぎたい、移動手段の確保などである。</p> <p>グループホームだけでなく、地域に根ざすためにも、区営、都営住宅など地域にある住宅を開放してほしい。</p> <p>また、障害者のための就労支援担当者を設置し、中小企業を含めた企業との連携をしてほしい。</p>	<p>障害者の住環境の整備については、グループホームの整備だけでなく、車椅子住宅の整備のさらなる促進や、障害者が民間賃貸住宅などへ円滑に入居ができるための支援に取り組んでいます。</p> <p>また、障害者の就労支援については、地域の就労支援事業所のネットワークを強化するなど、就労移行支援や就労定着支援の充実を図っています。</p> <p>引き続き、障害の有無や特性にかかわらず、地域で安心して暮らせるよう、障害者の住環境の整備や就労支援に取り組んでいきます。</p>	5	—
118	—	<p>精神科に特化した訪問看護ステーションを港区独自で作ってほしい。現在は他区を利用している。</p>	<p>訪問看護ステーションの現状や需要などについて、港区介護事業者連絡協議会の訪問看護部会の中で意見交換しながら、情報の収集に努めていきます。</p>	5	—